

第4回仙北北部合併協議会

平成 15 年3月 12 日 午後 2 時
角館広域交流センター

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

協議案第 14 号

合併基本協定項目の決定方法について

協議案第 15 号

法定合併協議会規約について

協議案第 16 号

法定合併協議会予算について

協議案第 17 号

法定協議会設置に関する議案について

4 報告

財政シミュレーションについて

事務事業現況調査の概要について

5 閉 会

合併基本協定項目の決定方法について

1. 新市の名称の決定方法

新市の名称は、新市の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は、公募によらず現在の名称を基にして、法定協議会で協議のうえ決定する。

2. 本庁舎の位置及び各分庁舎の役割の決定方法

各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し決定するものとする。

なお、住民に対する窓口業務は、本庁舎・各分庁舎で同一のサービスができるようにする。

協議案第15号

法定合併協議会規約について

田沢湖・角館・西木合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 田沢湖町、角館町、西木村(以下「関係町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、田沢湖・角館・西木合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 関係町村の合併に関する協議
- 二 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- 三 前2号に掲げるもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、西木村上荒井字古堀田47番地 西木村役場内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、関係町村の長が協議し、関係町村の長の中から会長1名、副会長2名を選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- 一 関係町村の長、助役及び教育長
- 二 関係町村の議会の議長及び当該議会議員2名
- 三 関係町村の長が定めた者各3名
- 四 関係町村の長が協議して定めた学識経験を有する者1名

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

(委員以外の者の出席)

第11条 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を要請し、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 前項に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第14条 協議会の運営に必要な経費は、関係町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 関係町村の負担金の額は、関係町村が協議して定める。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、関係町村の代表監査委員に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 第7条第1項第2号及び第3号の規定による委員並びに監査委員は、報酬を受けることができる。

2 協議会の会長、副会長、委員、監査委員等は、その職務等を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前各項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

協議案第16号

法定合併協議会予算について

平成15年度 田沢湖・角館・西木合併協議会予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,001千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 予算支出にあたり、款項相互の金額は必要に応じて流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	予算覚	説	明
1 負担金		20,000		
	1 負担金	20,000	田沢湖町	7,176
			角館町	7,706
			西木村	5,118
2 県負担金		5,000		
	1 県支出金	5,000	法定合併協議会支援事業費補助金	5,000
		1		
	1 諸収入	1	預金利子	
歳入合計		25,001		

歳出

(単位：千円)

款	項	予算覚	説	明
1 総務費		7,983		
	1 会議費	1,823	協議会 幹事会 専門部会 監査	1,803 1 1 18
	2 事務費	6,160	事務所維持費 事務所物品等賃借料 事務連絡旅費等	3,490 2,470 200
2 事業費		16,615		
	1 事業推進費	16,615	新市将来構想策定 ホームページ開設 新市建設計画策定 事務事業一元化 電算業務統合検討事業 先進地視察 新市例規立案策定 P R 誌発行 住民説明会 町村職員研修	1,804 1,040 3,842 800 5,000 1,817 2,100 1 1 210
3 予備費		403		
	1 予備費	403		
歳出合計		25,001		

協議案第 17 号

法定協議会設置に関する議案について

議案第 号

田沢湖・角館・西木合併協議会の設置について

田沢湖町、角館町、西木村の合併に関する協議を行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、田沢湖・角館・西木合併協議会を設置することについて議会の議決を求める。

平成 15 年 月 日 提出

(町村)長 氏 名

提案理由

田沢湖町、角館町、西木村の合併に関する協議等を行うため、田沢湖・角館・西木合併協議会を設置しようとするものである。